

(案)

環境審議会答申第 号  
平成 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

兵庫県環境審議会会長 鈴 木 胖

中小企業・小規模企業者等を対象とした特定物質排出抑制計画・報告  
制度の見直しについて（答申）

平成26年3月19日付け諮問第194号で諮問のありました標記のことについて、  
「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」の目標達成に向け、中小企業・小規模企業者  
等を対象とした特定物質排出抑制計画・報告制度の見直しについて審議した結果を別添  
のとおり答申します。

## 中小企業・小規模企業者等を対象とした特定物質排出抑制計画・報告制度の見直しについて

兵庫県では、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間 1,500kL 以上の事業所に対し、「環境の保全と創造に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、特定物質排出抑制計画の作成・提出及び措置結果の報告を義務付けており、同計画及び報告の内容を事業者単位で公表する旨、平成 26 年 1 月 24 日付けで答申したところである。

また、大気汚染防止法のばい煙発生施設（燃烧能力 50 L/時以上のボイラー等）を設置している事業所であって、条例規模未滿（原油換算で年間 1,500kL 未滿）の事業所に対しては、「中小規模の事業者に対する温室効果ガス排出抑制指導要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、計画の作成・提出及び措置結果報告の行政指導を行っている。

第 3 次兵庫県地球温暖化防止推進計画に基づき、中小企業・小規模企業者等を対象とした特定物質排出抑制計画・報告制度を見直すことについては、下記のとおり進めていく必要がある。

### 記

- 1 着実かつ効果的な削減対策の推進を図るため、大気汚染防止法のばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）を設置し、エネルギー使用量（燃料、熱、電気の原油換算量）が年間 500kL 以上、1,500kL 未滿の事業所を条例対象に追加する必要がある。  
なお、条例対象に追加しない要綱対象事業所（エネルギー使用量年間500kL未滿）については、引き続き要綱に基づき指導すべきである。
- 2 新たに条例対象に追加する事業所の特定物質排出抑制計画及び措置結果報告の記載内容については、現要綱と同じとする。また、公表については事業者ごとではなく、とりまとめて公表するのが適切である。
- 3 現要綱対象外の事業所（エネルギー使用量が年間 1,500kL 未滿で、大気汚染防止法ばい煙発生施設を設置していない事業所）の取り扱いについては、今後データ収集等を行った上で検討するべきである。